

お客さま各位

「外国為替及び外国貿易法」に基づくお客さまへのお願い

平素より当金庫をご利用いただきありがとうございます。

さて、ご高承の通り、現在「外国為替及び外国貿易法」（以下「外為法」という）の規定により、北朝鮮ならびにイランに対する支払等の規制が実施されております。

当金庫におきましても、お客さまとの外国送金や輸出入等のお取引が、北朝鮮ならびにイラン関連規制等に該当しないお取引であることを、外為法第17条に基づき確認させていただいております。

つきましては、外国送金をお申込みいただく場合は、ご送金目的等を確認させていただき、ご送金目的が輸入代金・仲介貿易代金の場合には、併せて商品名・原産地・船積地（国名及び地域・都市名）・仕向地などを確認させていただきます。

また、外国送金をお受取いただく場合も、お受取理由等を確認させていただき、お受取理由が輸出代金・仲介貿易代金の場合には、併せて商品名・船積地（国名及び地域・都市名）・仕向地等を確認させていただきます。

なお、お申出の内容について、当金庫から確認のご連絡をさせていただく場合や、資料のご提示等をお願いする場合もございます。当金庫からの依頼にご対応いただけない場合や、確認させていただいた内容によってはお取引をお断りさせていただくことがございますのでご了承ください。

お客さまにはお手数をおかけいたしますが、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

<北朝鮮ならびにイランに対する支払等規制>

- ◎北朝鮮を原産地または船積地域とする貨物の輸入および仲介貿易の代金の支払等
- ◎北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出および仲介貿易の代金の支払等
- ◎北朝鮮の核関連計画等へ貢献し得る資産の移転等に関する支払等
- ◎北朝鮮に住所や居所を有する自然人への支払
- ◎北朝鮮に主たる事務所を有する法人・団体及びその実質支配下にある法人・団体への支払
- ◎イランの核活動等に関連する活動、またはイランの大型通常兵器等の供給等に関連する活動に寄与する目的で行う支払等

お客さま各位

米国O F A C規制に関する留意点について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申しあげます。

当金庫ではお客さまよりご依頼を受けました外国為替取引が日本の外国為替及び外国貿易法に定める経済制裁規制のほか、金融作業部会（Financial Action Task Force*）の勧告あるいは米国財務省外国資産管理室（Office of Foreign Assets Control、以下O F A C）が定める規制に該当する取引でないことを確認しております。

* G7諸国を含む35カ国、E C、GCCが加盟しているマネー・ロンダリング対策を行う政府機関

O F A Cは、外交政策・国家安全保障のため、米国が指定した国・地域、特定の団体・個人などを経済制裁対象として指定し、取引禁止・資産凍結等の措置を講じており、これらの規制はO F A C規制と呼ばれています。

O F A C規制は、米国人・米国金融機関を含む米国法人ほか、米国内に所在する外国人・外国法人に適用され、主に米国で決済される米ドル建取引が規制の適用を受けるだけでなく、米国外の外国為替取引でも「制裁対象者」の関与する米ドル建取引等は規制対象となります。

つきましては、お取引がO F A C規制に抵触しないことを事前にご確認いただいた上で、ご依頼いただきますようお願い申し上げます。お取引の受付後であってもお客さまよりご依頼いただいたお取引がO F A C規制に該当する恐れがある場合には、当金庫よりお取引の内容を確認させて頂き、その結果によっては当該お取引の中止または取消等を行うことがございます。お取引内容の確認の際は、当金庫の調査とは別に、米国金融機関等が別途独自の調査を実施する可能性がございますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

また、O F A C規制による理由で資産凍結等の措置が講じられた場合、取引の代り金としてお預かりした資金の返却は致しかねます。また、法規制等で必要となる確認のためのお取引の遅延、中止、取消、凍結等によりお客さまに損害や損失が生じた場合でも、当金庫では責任を負いかねますのであらかじめご承知おきください。

以下のお取引は、O F A C規制により当金庫でお取引ができません。

◆以下の①、②のいずれかに該当する米ドル建取引

①お取引の当事者^(注1)の所在地・関係国・関係地等^(注2)に、イラン・イスラム共和国（イラン）、スーダン共和国、キューバ共和国、北朝鮮、シリア・アラブ共和国（シリア）、ウクライナのクリミア地域が含まれている場合

（ただし、一部例外措置あり）

（注1）お取引の当事者とは、送金人、受取人、輸入者、輸出者、荷受人、取引に関与する銀行・船会社・航空会社・輸送船・航空機・荷揚/積荷業者、ターミナル/埠頭の所有者・運営者（運営会社）等を指します。

（注2）関係地とは、原産地、船積地、荷揚地、仕向地、船籍等を指します。

②米国政府より特定されている、テロリスト、麻薬取引者、大量破壊兵器取引者、多国籍犯罪組織等の関与する取引

◆米ドル建以外であっても、上記①、②のいずれかに該当し、かつ以下に該当するお取引

米国金融機関（在米支店等の米国所在の金融機関・米国に本店を置く金融機関の米国外拠点を含む）、米国法人（米国外の米国籍の法人を含む）、米国人、米国内に所在する者（米国内の外国法人・外国人を含む）が関与する取引

なお、上記はあくまでも例示ですので、O F A C規制の最新情報及び詳細につきましてはO F A Cホームページにてご確認ください。

<http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Pages/default.aspx>

以上